

東証銀行業株価指数オプション取引及び東証 REIT 指数オプション取引における通常限月取引の設定について

2025年9月24日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、東証銀行業株価指数に係る指数オプション取引（以下「東証銀行業株価指数オプション取引」といいます。）及び東証 REIT 指数に係る指数オプション取引（以下「東証 REIT 指数オプション取引」といいます。）について、現在はフレックス限月取引のみを設定しておりますが、市場参加者のニーズを踏まえ、新たに通常限月取引の設定も行うこととします。

II. 東証銀行業株価指数オプション取引における通常限月取引の設定

項目	内容	備考
1. 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none">3月、6月、9月及び12月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。以下同じ。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。以下同じ。）を取引最終日とする限月取引の3限月取引制とします。直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）の日中立会から新たな限月取引を開始します。	<ul style="list-style-type: none">取引期間は9か月とします。フレックス限月取引の設定は現行どおり行います。
2. 権利行使価格及びその数		
(1) 新規設定	<ul style="list-style-type: none">新たに取引を開始する限月取引において設定する権利行使価格は、前日における最終の東証銀行業株価指数の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は高い方の数値とします。以下同じ。）及び当該数値に近接する上下各8種類の5ポイントの整数倍の数値とします。	
(2) 追加設定	<ul style="list-style-type: none">各限月取引の取引開始日以降に追加設定する権利行使価格は、次のとおりとします。	

項目	内容	備考
3. 立会方法 (1) 立会の区分及び取引時間	<p>① 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来しない限月取引</p> <p>前日における東証銀行業株価指数の最終の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値を上回る(下回る)既存の権利行使価格が7種類以下となった場合、当該5ポイントの整数倍の数値を上回る(下回る)権利行使価格が8種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定します。</p> <p>② 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来した限月取引</p> <p>前日における最終の東証銀行業株価指数の数値に最も近接する2.5ポイントの整数倍の数値を上回る(下回る)既存の権利行使価格(当該2.5ポイントの整数倍の数値から2.5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。)が7種類以下となった場合、当該2.5ポイントの整数倍の数値を上回る(下回る)権利行使価格が当該2.5ポイントの整数倍の数値から2.5ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から2.5ポイント刻みで設定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> TOPIX オプション取引等の指數オプション取引(以下、本制度要綱において「他の指數オプション取引」といいます。)と同様です。 ノンキャンセル・ピリオドの適用対象外とします。

項目	内容	備考
(2) 立会方法	<p>➤ クロージング・オークション：翌日の午前6時</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買システムによる個別競争取引とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買システムは、J-GATE3.0を利用します。
4. 呼値等		
(1) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間条件・執行数量条件については、他の指数オプション取引と同様です。
(2) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> 0.1 ポイントとします。 	
(3) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 呼値の制限値幅は、基準値段（原則、前取引日の清算数値。以下同じ。）を中心に当該基準値段に応じて設定する数値（以下当該数値を「制限値幅」といいます。）の範囲内とします。 制限値幅は、東証銀行業株価指数オプション取引の制限値幅算定基準値に下表の比率（①）を乗じて得た数値（0.1 ポイント単位で端数切捨て。以下同じ。）とします。 東証銀行業株価指数先物取引におけるサーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、東証銀行業株価指数オプション取引の制限値幅算定基準値にそれぞれ下表の比率（②及び③）を乗じて得た数値とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、他の指数オプション取引と同様です。 東証銀行業株価指数オプション取引の制限値幅算定基準値は、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日（それぞれ、休業日に当たるときは、順次繰り下げます。以下同じ。）に終了する取引日の25日前の応当日（休業日を除外します。以下日数計算において同じ。）から20日間における東証銀行業株価指数先物取引の中心限月取引に係る毎取引日の呼値の制限値幅の基準

項目	内容	備考																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値段</th><th>制限値幅 (①)</th><th>第一次拡大 制限値幅 (②)</th><th>第二次拡大 制限値幅 (③)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ポイント未満</td><td>100 分の 4</td><td>100 分の 7</td><td>100 分の 10</td></tr> <tr> <td>1 ポイント以上 5 ポイント未満</td><td>100 分の 6</td><td>100 分の 9</td><td>100 分の 12</td></tr> <tr> <td>5 ポイント以上 10 ポイント未満</td><td>100 分の 8</td><td>100 分の 11</td><td>100 分の 14</td></tr> <tr> <td>10 ポイント以上</td><td>100 分の 11</td><td>100 分の 14</td><td>100 分の 17</td></tr> </tbody> </table>	基準値段	制限値幅 (①)	第一次拡大 制限値幅 (②)	第二次拡大 制限値幅 (③)	1 ポイント未満	100 分の 4	100 分の 7	100 分の 10	1 ポイント以上 5 ポイント未満	100 分の 6	100 分の 9	100 分の 12	5 ポイント以上 10 ポイント未満	100 分の 8	100 分の 11	100 分の 14	10 ポイント以上	100 分の 11	100 分の 14	100 分の 17	値段の平均値。
基準値段	制限値幅 (①)	第一次拡大 制限値幅 (②)	第二次拡大 制限値幅 (③)																			
1 ポイント未満	100 分の 4	100 分の 7	100 分の 10																			
1 ポイント以上 5 ポイント未満	100 分の 6	100 分の 9	100 分の 12																			
5 ポイント以上 10 ポイント未満	100 分の 8	100 分の 11	100 分の 14																			
10 ポイント以上	100 分の 11	100 分の 14	100 分の 17																			
5. 取引の停止及び一時中断																						
(1) 取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止できるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指數オプション取引と同様です。 																				
(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)	<ul style="list-style-type: none"> 東証銀行業株価指數先物取引の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限の値段又は下限の値段で取引等が行われた場合、取引対象が同一の指數オプション取引として、東証銀行業株価指數先物取引における取引の一時中断（サーキット・ブレーカー）に連動して、東証銀行業株価指數オプション取引の全銘柄に係る取引を 10 分間以上中断します。 当該取引の一時中断にあわせて、東証銀行業株価指數オプション取引の全銘柄に係る呼値の制限値幅の上限及び下限を拡大します。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指數オプション取引と同様です。 																				

項目	内容	備考														
(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)	<ul style="list-style-type: none"> 各銘柄に係る立会において、即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）を以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> DCB の基準となる値段（以下「DCB 基準値段」といいます。）から当社が定める値幅（以下「DCB 値幅」といいます。）を超えて取引が成立することとなる場合には、一定時間、取引を一時中断します。 DCB 値幅及び DCB による中断時間は以下のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>DCB 基準値段の水準</th> <th>DCB 値幅</th> <th>DCB による中断時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500pts 未満</td> <td>1 pts</td> <td rowspan="5">15 秒</td> </tr> <tr> <td>500pts 以上 800pts 未満</td> <td>1.25 pts</td> </tr> <tr> <td>800pts 以上 1,000pts 未満</td> <td>1.5 pts</td> </tr> <tr> <td>1,000pts 以上 2,000pts 未満</td> <td>2 pts</td> </tr> <tr> <td>2,000pts 以上</td> <td>2.5 pts</td> </tr> </tbody> </table>	DCB 基準値段の水準	DCB 値幅	DCB による中断時間	500pts 未満	1 pts	15 秒	500pts 以上 800pts 未満	1.25 pts	800pts 以上 1,000pts 未満	1.5 pts	1,000pts 以上 2,000pts 未満	2 pts	2,000pts 以上	2.5 pts	<ul style="list-style-type: none"> 他の指標オプション取引と同様です。 DCB 基準値段は、直近約定値段又は直近の最良売呼値と最良呼値の仲値（以下「BBO 仲値」といいます。以下同じ。）とします。
DCB 基準値段の水準	DCB 値幅	DCB による中断時間														
500pts 未満	1 pts	15 秒														
500pts 以上 800pts 未満	1.25 pts															
800pts 以上 1,000pts 未満	1.5 pts															
1,000pts 以上 2,000pts 未満	2 pts															
2,000pts 以上	2.5 pts															
6. 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> 他の指標オプション取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指標オプション取引と同様です。 フレックス限月取引は引き続き対象外とします。 														

III. 東証 REIT 指標オプション取引における通常限月取引の設定

項目	内容	備考
1. 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> 3月、6月、9月及び12月の第二金曜日の前日を取引最終日とする限月取引の3限月取引制とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引期間は9か月とします。 フレックス限月取引の設定は

項目	内 容	備 考
2. 権利行使価格及びその数 （1）新規設定 （2）追加設定	<ul style="list-style-type: none"> 直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下がります。）の日中立会から新たな限月取引を開始します。 新たに取引を開始する限月取引において設定する権利行使価格は、前日における最終の東証 REIT 指数の数値に最も近接する 50 ポイントの整数倍の数値及び当該数値に近接する上下各 8 種類の 50 ポイントの整数倍の数値とします。 各限月取引の取引開始日以降に追加設定する権利行使価格は、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> 当該限月取引の残存期間が 3 か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引 前日における東証 REIT 指数の最終の数値に最も近接する 50 ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）既存の権利行使価格が 7 種類以下となった場合、当該 50 ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）権利行使価格が 8 種類となるまで、既存の権利行使価格から 50 ポイント刻みで設定します。 当該限月取引の残存期間が 3 か月となる月の第二金曜日が到来した限月取引 前日における最終の東証 REIT 指数の数値に最も近接する 25 ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）既存の権利行使価格（当該 25 ポイントの整数倍の数値から 25 ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が 7 種類以下となった場合、当該 25 ポイントの整数倍の数値を上回る（下回る）権利行使価格が当該 25 ポイントの整数倍の数値から 25 ポイント刻みで連続して 8 種類となるまで、既存の権利行使価格から 25 ポイント刻みで設定します。 	現行どおり行います。

項目	内 容	備 考
3. 立会方法		
(1) 立会の区分及び取引時間	<ul style="list-style-type: none"> 立会は、日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は次のとおりとします。 <p>① 日中立会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前8時45分 ➤ レギュラー・セッション：午前8時45分から午後3時40分 ➤ クロージング・オークション：午後3時45分 <p>② 夜間立会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後5時00分 ➤ レギュラー・セッション：午後5時00分から翌日の午前5時55分 ➤ クロージング・オークション：翌日の午前6時 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指數オプション取引と同様です。 ノンキャンセル・ピリオドの適用対象外とします。
(2) 立会方法	<ul style="list-style-type: none"> 売買システムによる個別競争取引とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買システムは、J-GATE3.0を利用します。
4. 呼値等		
(1) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間条件・執行数量条件については、他の指數オプション取引と同様です。
(2) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> 1ポイントとします。 	
(3) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 呼値の制限値幅は、基準値段を中心に当該基準値段に応じて設定する数値（制限値幅）の範囲内とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、他の指數オプション取引と同様です。 東証 REIT 指數オプション取引の制限値幅算定基準値は、

項 目	内 容	備 考																				
5. 取引の停止及び一時中断 (1) 取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> 制限値幅は、東証 REIT 指数オプション取引の制限値幅算定基準値に下表の比率 (①) を乗じて得た数値 (0.5 ポイント単位で端数切捨て。以下同じ。) とします。 東証 REIT 指数先物取引におけるサーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、東証 REIT 指数先物取引の制限値幅算定基準値にそれぞれ下表の比率 (②及び③) を乗じて得た数値とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値段</th><th>制限値幅 (①)</th><th>第一次拡大 制限値幅 (②)</th><th>第二次拡大 制限値幅 (③)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 ポイント未満</td><td>100 分の 4</td><td>100 分の 7</td><td>100 分の 10</td></tr> <tr> <td>5 ポイント以上 20 ポイント未満</td><td>100 分の 6</td><td>100 分の 9</td><td>100 分の 12</td></tr> <tr> <td>20 ポイント以上 50 ポイント未満</td><td>100 分の 8</td><td>100 分の 11</td><td>100 分の 14</td></tr> <tr> <td>50 ポイント以上</td><td>100 分の 11</td><td>100 分の 14</td><td>100 分の 17</td></tr> </tbody> </table>	基準値段	制限値幅 (①)	第一次拡大 制限値幅 (②)	第二次拡大 制限値幅 (③)	5 ポイント未満	100 分の 4	100 分の 7	100 分の 10	5 ポイント以上 20 ポイント未満	100 分の 6	100 分の 9	100 分の 12	20 ポイント以上 50 ポイント未満	100 分の 8	100 分の 11	100 分の 14	50 ポイント以上	100 分の 11	100 分の 14	100 分の 17	3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日に終了する取引日の25日前の応当日から20日間における東証 REIT 指数先物取引の中心限月取引に係る毎取引日の呼値の制限値幅の基準値段の平均値。
基準値段	制限値幅 (①)	第一次拡大 制限値幅 (②)	第二次拡大 制限値幅 (③)																			
5 ポイント未満	100 分の 4	100 分の 7	100 分の 10																			
5 ポイント以上 20 ポイント未満	100 分の 6	100 分の 9	100 分の 12																			
20 ポイント以上 50 ポイント未満	100 分の 8	100 分の 11	100 分の 14																			
50 ポイント以上	100 分の 11	100 分の 14	100 分の 17																			
	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止できるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 当社が取引の状況に異常があると認める場合 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指数オプション取引と同様です。 																				

項 目	内 容	備 考														
(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)	<ul style="list-style-type: none"> 東証 REIT 指数先物取引の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限の値段又は下限の値段で取引等が行われた場合、取引対象が同一の指数オプション取引として、東証 REIT 指数先物取引における取引の一時中断（サーキット・ブレーカー）に連動して、東証 REIT 指数オプション取引の全銘柄に係る取引を 10 分間以上中断します。 当該取引の一時中断にあわせて、東証 REIT 指数オプション取引の全銘柄に係る呼値の制限値幅の上限及び下限を拡大します。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指数オプション取引と同様です。 														
(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)	<ul style="list-style-type: none"> 各銘柄に係る立会において、DCB を以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> a DCB 基準値段から DCB 値幅を超えて取引が成立することとなる場合には、一定時間、取引を一時中断します。 b DCB 値幅及び DCB による中断時間は、対象セッションごとに以下のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>DCB 基準値段の水準</th> <th>DCB 値幅</th> <th>DCB による中断時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500pts 未満</td> <td>10 pts</td> <td rowspan="5">15 秒</td> </tr> <tr> <td>500pts 以上 800pts 未満</td> <td>12.5 pts</td> </tr> <tr> <td>800pts 以上 1,000pts 未満</td> <td>15 pts</td> </tr> <tr> <td>1,000pts 以上 2,000pts 未満</td> <td>20 pts</td> </tr> <tr> <td>2,000pts 以上</td> <td>25 pts</td> </tr> </tbody> </table>	DCB 基準値段の水準	DCB 値幅	DCB による中断時間	500pts 未満	10 pts	15 秒	500pts 以上 800pts 未満	12.5 pts	800pts 以上 1,000pts 未満	15 pts	1,000pts 以上 2,000pts 未満	20 pts	2,000pts 以上	25 pts	<ul style="list-style-type: none"> 他の指数オプション取引と同様です。 DCB 基準値段は、直近約定値段又は BBO 仲値とします。
DCB 基準値段の水準	DCB 値幅	DCB による中断時間														
500pts 未満	10 pts	15 秒														
500pts 以上 800pts 未満	12.5 pts															
800pts 以上 1,000pts 未満	15 pts															
1,000pts 以上 2,000pts 未満	20 pts															
2,000pts 以上	25 pts															

項目	内 容	備 考
6. 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> 他の指數オプション取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の指數オプション取引と同様です。 フレックス限月取引は引き続き対象外とします。

IV. 開始時期

2026年4月（予定）とします。

以 上